

## 医療保険に関する留意点

- ◆個別の商品については、「商品パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等にて内容をご確認ください。
- ◆医療保険、がん保険、学資保険は当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、契約の主体はお客さまと保険会社になります。
- ◆医療保険、がん保険、学資保険は預金ではなく、元本保証はありません。したがって預金保険制度の対象ではありません。
- ◆生命保険契約者保護機構の保護措置または損害保険契約者保護機構による補償の対象となります。ただし、保険契約を引受けている生命保険会社・損害保険会社が破綻した場合には、給付金額等が削減される場合があります。
- ◆給付金等のお支払いについて、告知していただいた健康状態などが事実と違っていた場合などは給付金等をお支払いできない場合がございます。詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ◆保険料が未入金となった場合、一定の猶予期間がございますが、お払込みがないまま猶予期間が経過した場合、ご契約は効力を失います。詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ◆ご提案させていただく保険商品を契約しないことが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- ◆医療保険、がん保険、学資保険は法令等の定めにより、お取扱させていただくことができるお客さまの範囲に制限が課せられ場合があります。
- ◆医療保険、がん保険、学資保険のお申込に際しては必ず、保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。
- ◆借入金等を保険料に充当するお申込は受付できません。